○寒川町文化財保護条例

（昭和45年3月31日条例第8号）

改正

平成17年3月28日条例第5号

（目的）

第1条　この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第3条及び第182条第2項の規定に基づき寒川町に所在する文化財を適切に保存し、かつ、その活用をはかり、もつて住民の文化的向上に資するとともにわが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（平17条例5・一部改正）

（文化財の定義）

第2条　この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古学資料、民俗資料、その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値の高いもの（以下「有形文化財」という。）

(2)　演劇、音楽、工芸技術、郷土芸能その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

(3)　史跡、名勝及び天然記念物で価値あるもの（以下「史跡名勝、天然記念物」という。）

（指定）

第3条　教育委員会（以下「委員会」という。）は、寒川町内に所在する文化財のうち法及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）による指定を受けているもの以外で保護の価値ある文化財と認めるものは、これを寒川町指定重要文化財（以下「指定重要文化財」という。）に指定することができる。ただし、史跡、名勝及び天然記念物の指定は、寒川町指定史跡名勝天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」という。）と呼ぶものとする。

2　前項の指定をうけようとするものは、別に定める申請書を委員会に提出しなければならない。

3　委員会は、第1項の指定をするには、第13条に定める文化財保護委員会の意見をきくものとする。

（管理の義務）

第4条　第3条の指定を受けた文化財の所有者、管理者及び保持者（以下「所有者等」という。）は、委員会の指示に従い、その文化財を管理しなければならない。

（所有者等の同意）

第5条　委員会は、指定重要文化財及び指定史跡名勝天然記念物に指定しようとするときは、当該文化財の所有者等の申請によるもののほか、当該文化財の所有者

等の同意を得なければならない。ただし、所有者等又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

（指定の解除）

第6条　委員会は、指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物が本町内に所在しなくなつた場合又はその価値を失つた場合、その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2　第3条第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（告示及び通知）

第7条　委員会は、第3条による指定をしたとき又は前条の規定により指定を解除したときは、その旨を告示し、かつ、所有者等に通知しなければならない。

（所有者等の変更届出）

第8条　指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物の所有者等が変更したときは、新所有者等は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

（滅失損傷の届出）

第9条　指定重要文化財が滅失若しくは損傷したとき、又はその所在を変更したときは、所有者等は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第10条　指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物の現況を変更し、又は町の区域外に移そうとするとき、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。ただし、その維持の措置をする場合は、この限りではない。

2　委員会は、前項の承認をする場合において、同項の現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

（管理又は修理の補助）

第11条　指定重要文化財及び指定史跡名勝天然記念物の管理若しくは修理又は復旧につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合、その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため予算の範囲内において所有者等に対し補助金を交付することができる。

2　前項の補助金を交付する場合には、委員会は、その補助の条件として管理若しくは修理又は復旧に関し必要な事項を指示することができる。この場合、補助の条件を履行しなかつたときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を還付させることができる。

3　委員会は必要があると認めたときは、第1項の補助金を交付する指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物の管理若しくは修理又は復旧について指導監督することができる。

（報告及び調査）

第12条　委員会は、必要があるときは、指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物の所有者等に現状又は管理若しくは修理復旧の状況につき報告を求め、所有者等の同意を得て、立入調査を行うことができる。

（文化財保護委員会）

第13条　町に寒川町文化財保護委員会（以下「保護委員会」という。）を置く。

2　保護委員会は、委員会の諮問に応じて、文化財の指定、その指定の解除、保存及び活用に関し必要な事項を調査研究し、委員会に建議する。

3　保護委員会は、委員5人をもつて組織し、文化財について学識経験があるもののうちから委員会が委嘱する。

4　委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することができる。

（費用弁償）

第14条　保護委員の報酬及び費用弁償は、条例で別に定める。

（規則への委任）

第15条　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年3月28日条例第5号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。